

有効期限が終了した販売士検定 資格更新手続きについて（お知らせ）

下 関 商 工 会 議 所

平素から、販売士検定試験制度へのご理解とご協力を賜り、厚く御礼申しあげます。
ご高承のとおり、販売士検定資格は、5年ごとに更新していただく制度となっております。

更新手続きについては、認定証に記載されている有効期限終了日までに行っていた
いただきますが、何らかの事情により更新手続きを行わなかった（できなかった）場合は、
有効期限終了後1年以内であれば、更新手続きを行いますので、本所までお申し出い
ただきますようご案内申しあげます（ただし、更新手数料は、通常2,000円のところ、
3,000円となります）。更新方法は、指定通信教育講座の受講・修了のみとなります。

また、「海外勤務や長期療養等の止むを得ない事情により更新手続きができなかつ
た場合」は、当該事情を証明する書類（パスポートや医師の診断書の写し等）を提出
いただければ、上記有効期限後1年を超えても更新することができます。

なお、いずれの場合も、更新した資格の有効期間は、更新前の資格有効期限の翌日
から5年間となります。

以 上